



日本のまんなか  
水と緑といで湯の街渋川市

## 令和4年5月第3回市長定例記者会見

- ・日時 令和4年5月23日(月)  
午後1時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と包括連携協定を締結します(資料1)
- 2 インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援事業の啓発を開始しました(資料2)
- 3 ごみの減量化及び循環型社会形成の推進を図るため  
雑がみとトイレトペーパーの交換回収事業を実施します(資料3)
- 4 市内の養豚農家で豚熱(CSF)が発生した場合を想定した訓練を実施します  
(資料4)
- 5 令和3年度における公文書及び歴史的公文書の管理等の状況を公表します  
(資料5)

### その他資料提供

- ・令和4年第2回日本のまんなか渋川・市長と語る会を  
アルテナード施設の皆さんと開催します(資料6)

### ○次回開催予定

日時：令和4年5月30日(月)午後1時～  
場所：本庁舎記者会見室

## 市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
5月23日(月)	9:00	庁議	庁議室	秘書室
	終了後	第1回渋川市DX推進本部会議	庁議室	デジタル行政推進課
	13:00	あいおいニッセイ同和損害保険(株)との包括連携協定調印式及び「共生社会実現のまち渋川市」推進共同宣言署名式	記者会見室	政策創造課
	13:30	市長定例記者会見	記者会見室	秘書室
	14:00	渋川地域自立支援協議会全体会議	大会議室	地域包括ケア課
16:30	6月補正予算査定	庁議室	財務課	
5月24日(火)	11:00	群馬県市長会議	市町村会館	秘書室
	13:00	令和4年度渋川市民生委員児童委員協議会総会	市民会館大ホール	地域包括ケア課
	15:00	しぶかわ商工会令和4年度通常総代会	子持公民館ホール	商工振興課
	15:00	令和4年度渋川伊香保温泉観光協会通常総会	伊香保温泉ビジターセンター	観光課
	16:30	第11回政策戦略会議	庁議室	秘書室
終了後	6月補正予算査定	庁議室	財務課	
5月25日(水)	10:00	令和4年度渋川市固定資産評価審査委員会定例会	庁議室	総務課
	13:30	豚熱発生想定訓練	大会議室ほか	農政課
	15:30	第12回政策戦略会議	庁議室	秘書室
	18:00	NPO法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会令和4年度総会	渋川ほっとプラザ	地域包括ケア課
	18:00	NPO法人渋川広域ものづくり協議会総会	第二庁舎202会議室	市民協働推進課
18:00	渋川商工会議所女性会懇談会	プレヴェール渋川	商工振興課	
5月26日(木)	9:30	長寿者顕彰	市内	高齢者安心課
	13:30	令和4年度第2回日本のまんなか渋川・市長と語る会	庁議室	秘書室
	15:30	6月補正予算査定	庁議室	財務課
5月27日(金)	10:00	広域組合5月臨時会	勤労福祉センター	広域組合
	14:00	渋川市自治会連合会研修事業	金島ふれあいセンター	市民協働推進課
	16:30	第12回政策戦略会議	庁議室	秘書室
	18:30	渋川商工会議所議員懇談会	プレヴェール渋川	商工振興課
5月28日(土)	10:00	榛名ロータリーミーティング2022	伊香保スケートリンク	観光課
	13:30	アルペンクラシックカーラリー東京2022セレモニアルスタート	渋川スカイランドパーク	スポーツ課
	19:00	アルペンクラシックカーラリー東京2022フェアウェルパーティ	ホテル木暮	スポーツ課
5月29日(日)	11:30	渋川ライオンズクラブ認証50周年記念式典・記念祝賀会	プレヴェール渋川	商工振興課
5月30日(月)	9:00	庁議	庁議室	秘書室
	13:00	市長定例記者会見	記者会見室	秘書室
	15:00	渋川市まちづくり財団評議員会	市民会館小ホール	まちづくり財団
終了後	6月補正予算査定	庁議室	財務課	

## 資料1

発表：総合政策部 部長 田中 良（政策創造課） 電話0279-22-1880 内線2400

# あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と 包括連携協定を締結します

渋川市は、市内に支社を置くあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と包括連携協定を締結します。この協定により、地方創生や更なる地域経済の活性化及び市民サービスの向上など、地域の発展について連携を推進していきます。

## 1 趣 旨

渋川市は、市内に支社を置き、地域に貢献するあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と包括連携協定を締結します。

この協定は、互いに持つ資源を有効に活用し協働した活動を推進することで、地方創生や更なる地域経済の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とするものです。

また、市に賛同し、共生社会の実現に向けた取り組みを共に推進するため、「共生社会実現のまち 渋川市」共同宣言に署名を行います。

## 2 協定締結式

- (1) 日 時 令和4年5月23日(月) 午後1時から
- (2) 場 所 渋川市役所 本庁舎2階 記者会見室
- (3) 内 容
  - ア 開会
  - イ 出席者紹介
  - ウ 協定締結（協定書署名）
  - エ 「共生社会実現のまち 渋川市」推進共同宣言署名
  - オ あいさつ
  - カ 閉会

## 3 連携事項

- (1) 共生社会の実現に関する事
- (2) 地域・暮らしの安全・安心に関する事
- (3) 防災・災害対策に関する事
- (4) 産業振興・中小企業支援に関する事
- (5) 観光振興に関する事
- (6) 農業振興に関する事
- (7) 地方創生に資する取組に関する事
- (8) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項に関する事

#### 4 締結式出席者

(1) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (締結先)

- ・常務執行役員 三島 謙一 氏
- ・北関東損害サービス部 部長 草山 直也 氏
- ・群馬支店 支店長 桜井 直和 氏
- ・群馬支店 渋川支社 支社長 齋藤 清志 氏

(2) 保険・クラスター株式会社 (市内協力会社)

- ・代表取締役社長 後藤 孝 氏
- ・常務取締役 炭本 敏彦 氏

#### 5 その他

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、これまでに県内13自治体と連携協定を締結しており、損保会社としての強みを生かした多様な分野で地域貢献を果たしています。

※締結済の県内13自治体：高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、甘楽町、中之条町、千代田町、大泉町、邑楽町

#### ■問い合わせ先

総合政策部政策創造課 (電話0279-22-1880)

課長 佐藤 多恵子 (内線2420)

企画戦略・共生社会推進係長 坂本 和馬 (内線2122)

## 資料2

発表：市民環境部 部長 萩原 義人（市民協働推進課） 電話0279-22-2463 内線1100

# インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援事業の 啓発を開始しました

浜川市は、令和4年度から、インターネット上で被害を受けた人を支援する事業を開始しています。この度、「悩んでいる人たちの助けになりたい」という市の思いを伝え、事業を広く周知するために啓発品を作成しました。

啓発品は、市内の学校に通学する学生に配布したほか、公共施設に設置しました。また、市内の携帯ショップや家電量販店に設置の協力を依頼しました。

### 1 概要

浜川市は、インターネット上で誤った情報を書き込んだり、他人の名誉を傷つけたりする誹謗中傷が深刻な社会問題となっていることから、インターネット上で被害を受けた人を支援する事業を、令和4年度から開始しています。

この度、インターネット上の誹謗中傷等により被害を受けた人に対して、「悩んでいる人たちの助けになりたい」という市の思いを伝え、事業を広く周知するために啓発品を作成しました。

啓発品は、市内の学校に通学する学生に配布したほか、公共施設に設置しています。また、官民一体となってインターネットの諸課題に立ち向かう契機としたいという趣旨から、市内の携帯ショップや家電量販店に設置の協力をお願いしています。

### 2 啓発品 ポケットティッシュ、ポスター、チラシ

### 3 啓発品の活用状況

- (1) 市内の高校、中学校、小学校等  
学生にチラシを配布し、校内にポスターを掲示しました。
- (2) 市内の公共施設（本庁舎、公民館、図書館）  
窓口にチラシ、ポケットティッシュを設置し、ポスターを掲示しました。
- (3) 携帯ショップ・家電量販店  
ポケットティッシュの配布とポスターの掲示を依頼しました。

### 4 インターネット上で被害を受けた人の支援体制

- (1) 相談窓口の開設  
市民協働推進課内に相談窓口を開設し、相談に対して関係機関の紹介や一般的な助言をします。
- (2) 弁護士相談の実施  
毎月1回（第3土曜日）、弁護士による無料相談を実施しています。相談に対して法律による解決等の助言をします。
- (3) 解決に係る一部費用の助成  
インターネット上に書き込まれた情報に対して削除又は発信者情報を開示する請求を弁護士に依頼する費用に対して補助をします。
  - ①補助対象者＝削除請求又は発信者情報開示請求を弁護士に依頼する市民
  - ②補助対象経費＝弁護士との契約時に支払う着手金
  - ③補助金額＝補助対象経費の2分の1（上限15万円）

## 5 啓発品のデザイン

インターネットの書き込みで一人で悩んでいませんか？

# わたしたちは あなたを助きたい

洪川市では、各種相談窓口の紹介や解決に向けた助言をします。まずは、悩まずにお気軽にお電話をお願いします。

洪川市インターネット上の誹謗中傷等被害者支援相談窓口  
運営日時 月曜～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

**TEL:0279-25-8526** 洪川市 SHIBUKAWA

ポケットティッシュ

インターネットの書き込みで1人で悩んでいませんか？

わたしたちはあなたを助きたい

洪川市インターネット上の誹謗中傷等被害者支援相談窓口  
運営日時 月曜～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

**TEL 0279-25-8526** 洪川市

ポスター

インターネット上の誹謗中傷等被害者支援について  
~I'm always here for you~  
いつでもあなたの助けになりたい

インターネットによって、コミュニケーションや情報収集が身近になりました。私たちの生活はとても便利になりました。しかし、インターネット上では、利用するソフトウェア、ウェブサイトによっては匿名性があり、また、利用者が不特定多数となることから、書き込みなどが誹謗中傷やプライバシー侵害、いじめなど、様々な問題を発生させています。このような状況を踏まえ、洪川市ではインターネット上で発信された情報により、苦つけられた人の支援をしていきます。

また、相談ができる窓口は、たくさんありますので、1人で抱え込まず、相談をしてください。

**洪川市インターネット上の誹謗中傷等被害者支援相談窓口**  
市職員が相談を受け、各種相談窓口の紹介や解決に向けた助言をします。電話や対面での相談のほか、電子メールでの相談も可能です。

- ・相談電話(遠隔先) 0279-25-8526
- ※対応での相談を希望する場合は、上記連絡先にご予約ください。
- ・相談日 月曜～金曜日(祝日・年末年始を除く)
- ・相談時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・アドレス shibukawainet@shibukawa.nagano.jp(24時間受付)
- ・相談場所 群馬県洪川市石原80番地 市役所本庁舎2階 市民協働推進課

**弁護士との無料相談窓口**  
誹謗中傷には法的な解決が有効であることがあります。市が委託した弁護士による相談窓口をご利用ください。  
月曜等は市ホームページ、広報で確認又は下記連絡先にお問合せください。  
なお、相談を希望する場合は事前にご予約ください。

- ・連絡先 0279-25-2124
- ・相談場所 群馬県洪川市石原80番地 市役所本庁舎

洪川市 SHIBUKAWA

チラシ(表面)

**誹謗中傷に関する相談窓口**

**人権侵害** ハラスメントなどの人権侵害を受けている  
\*みんなの人間119番(法務省) 匿名人権問題の相談 0576-403-110

**子どものいじめ** 子どもがSNS等でのいじめを受けている  
\*子どもの人間119番(法務省) 子どもの人権問題の相談 0120-067-110  
\*24時間子どもSOSダイヤル(相談支援センター) SOS全国の相談 0120-0-78310

**SNS等の中傷** インターネット上に誹謗・有害・中傷情報が流された  
\*相談・有害情報相談センター(総務省) 誹謗・有害情報の相談 <https://www.kakaku.jp>  
\*誹謗中傷ネットワザン(公益NPO) ネットワザン相談 <https://www.kakaku.jp>  
\*インターネット被害者支援センター(公益NPO) ネットワザン相談 <https://www.kakaku.jp>

**悩みや不安** 悩みや不安を抱えている  
\*えもろふ2 こころ(厚生労働省) 悩みや不安の相談 <https://www.ishiki.jp/monomomoyakusho>

**法的な解決** 法制度を利用して解決したい  
\*法ワザン 法制度や手続の案内 <https://www.hanuman.jp/>

被害やイライラが止まらない、問合せください。  
**身体に危害・危険が生じる可能性がある場合は、速やかに最悪の事態を想定して対応してください。**

インターネット上の誹謗中傷等に係る誹謗中傷等被害者支援補助金  
インターネット上の書き込みに対して、弁護士と契約をして誹謗等の請求をする人に対して、弁護士費用の一部について補助金を交付します。  
・補助対象経費 前請求又は受領者情報照会請求の相手  
・補助金額 補助対象経費の1/2(限度額15万円)  
※弁護士との契約をする前に申請する必要があります。詳しくは下記までお問合せください。  
・問合せ先 0279-25-2124

群馬県洪川市石原80番地 市役所本庁舎2階 市民協働推進課

チラシ(裏面)

## 6 その他

インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援については、県内の市町村としては初の取り組みです。

### ■問い合わせ先

市民環境部市民協働推進課 (電話0279-22-2463)

市民環境部長 萩原 義人 (内線1100)

安全安心係長 武井 香代 (内線1143)

## 資料3

発表：市民環境部 部長 萩原 義人（環境森林課） 電話0279-22-2114 内線1100

# ごみの減量化及び循環型社会形成の推進を図るため 雑がみとトイレットペーパーの交換回収事業を実施します

渋川市は、令和4年度の新たな取り組みとして、ごみの減量化及び循環型社会形成の推進を図るため、6月15日(水)から、「雑がみ」と「トイレットペーパー」の交換回収を開始します。

## 1 概要

現在、渋川市では、集団回収における資源ごみの回収量が減少しており、リサイクルの推進、ごみの減量化の観点から、回収量を増加させることが課題となっています。

こうしたことから、ごみの再資源化を図る循環型社会に対する意識の啓発を推進することを目的に、家庭から燃えるごみとして多量に排出されていると推察される「雑がみ」と「トイレットペーパー」の交換回収を行います。

## 2 受付開始日

令和4年6月15日(水)から 毎週月曜日・水曜日・金曜日（開庁日に限る）

## 3 回収場所 渋川市役所本庁舎2階 環境森林課窓口

## 4 交換内容 雑がみ1キログラム当たりトイレットペーパー1個と交換します

## 5 対象者 市内に住所を有し、居住している人

## 6 対象となる雑がみ

新聞・雑誌・段ボール以外の再資源化できる紙（例：お菓子の箱・トイレットペーパーの芯・窓付きでない封筒・牛乳パックなど）

※汚れやにおいのついたもの、防水加工やコーティングされたもの（禁忌品）は回収対象となりません。

※詳しい対象品目については、市ホームページ掲載（6月1日に公開予定）の分別表を確認してください。

## 7 交換方法

- (1) 市ホームページ掲載の分別表を参考に雑がみを集め、回収場所に持ち込みます
- (2) 雑がみと一緒に「雑がみ交換申込書」を提出します
- (3) 雑がみの計量を行い、重量に応じた個数のトイレットペーパーと交換します

## 8 注意事項

- (1) 雑がみは紙袋に入れたり、ひもでしばるなどして、散らばらないように持参してください
- (2) 回収対象外の雑がみ（禁忌品）については返却しますので、もえるごみとして出してください
- (3) 交換回数に上限はありません

9 令和4年度予算額 雑がみ交換回収事業：12万8,000円

## 10 その他

県内では、本件と同内容の支援事業を実施している市はありません。

### ■問い合わせ先

市民環境部環境森林課（電話0279-22-2114）

課長 照井 清豊（内線1140）

生活環境係長 高橋 昭仁（内線1141）



## 資料4

発表：産業観光部 部長 金井 裕昭（農政課） 電話0279-22-2593 内線4899

### 市内の養豚農家で豚熱（CSF）が発生した場合を想定した訓練を実施します

養豚農家における豚熱（CSF）の患畜が県内で発生していることから、市内養豚農家で豚熱が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な対応を確保するための初動訓練を、5月25日（水）に実施します。

#### 1 概要

令和4年4月に太田市において県内6例目、また、5月には桐生市において県内7例目となる豚熱患畜が確認されました。これを受け、市内の養豚農家で発生した場合に、迅速かつ的確な対応を確保するための初動訓練を実施します。

- 2 日時 令和4年5月25日（水）  
第1部：午後1時30分～午後2時ごろ  
第2部：第1部終了後～午後3時

- 3 場所 第1部：渋川市役所本庁舎3階 大会議室  
第2部：渋川市役所本庁舎 北側駐車場

#### 4 内容

市内の養豚農家で豚熱（CSF）が発生したことを想定した初動訓練

- (1) 第1部
- ・豚熱（CSF）発生時の対応の流れを確認
- (2) 第2部
- ・仮設した消毒ポイントでの消毒の実演
  - ・消毒実施証明書の交付演習

#### 5 参加者

- ・渋川市家畜伝染病防疫対策本部員
- ・渋川市家畜伝染病防疫対策本部各班長

#### ■問い合わせ先

産業観光部農政課（電話0279-22-2593）  
課長 山本 泰浩（内線4971）  
振興係長 中野 智也（内線4972）



## 資料5

発表：総務部 部長 星野 幸也（総務課） 電話0279-22-2112 内線2100

# 令和3年度における公文書及び歴史的公文書の管理等の状況を公表します

令和3年度末時点の渋川市における公文書及び歴史的公文書の管理等の状況を公表します。令和3年度末の公文書保有状況は5万5,395件です。また、歴史的公文書として管理している目録の件数は1万3,387件です。

## 1 概要

令和3年4月1日に全面施行した渋川市公文書等の管理に関する条例に基づき、令和3年度末時点の渋川市における公文書及び歴史的公文書の管理等の状況を公表します。これは、条例により市民共有の知的資源と位置付ける公文書や歴史的公文書の管理等の状況を公表し、公文書管理の透明性を高めることを目的に行うものです。

## 2 令和3年度における公文書管理の経過

内容	時期
保存期間が満了した公文書の把握	令和3年4月～5月
渋川市公文書等管理審議会への意見聴取	(第1回) 6月9日 (第2回) 7月6日(書面)
廃棄妥当とされた公文書の廃棄	令和3年7月～8月
歴史的価値があるとされた公文書の歴史的公文書への移管	11月
各実施機関から市長へ報告	令和4年2月～3月
管理状況の整理	3月～4月

※「渋川市公文書等管理審議会」とは、公文書等の管理について意見を聴くために設置している市の附属機関です。学識経験者、弁護士、元市職員等で構成されています。

## 3 管理状況

内容	件数	
令和3年度末の公文書保有状況	5万5,395件	
令和3年度に保存期間が満了した公文書の状況	廃棄	5,105件
	保存期間の延長	107件
	歴史的公文書として管理	946件
歴史的公文書として管理している目録の件数	1万3,387件	

※保存期間を延長した公文書の例

個人情報目的外利用等届出書類、土地家屋名寄帳（兼課税台帳）、渋川市交通安全計画、地方道路整備臨時交付金交付申請書など

#### 4 公文書・歴史的公文書とは

##### (1) 公文書

市の職員が職務上作成及び取得した文書であって、組織で業務上必要なものとして利用及び保存しているものです。

##### (2) 歴史的公文書

後世に残すべき歴史的な価値があるものとして、原則永久的に保存しているものです。条例では、「現在」のみならず「将来」の市民に対しても説明責務を全うする観点から、公文書として役割を終えた文書であっても歴史資料として重要な文書については、統一的なルールにより保存し、利用ができるようにしています。

#### 5 周知の方法

5月23日(月)から市ホームページにおいて公表するとともに、広報しづかわ6月1日号に掲載します。

#### 6 歴史的公文書の利用請求について

歴史的公文書は利用請求をすることにより、閲覧等することができますので、希望する人は総務課へ申請してください。

### 参考

#### 渋川市公文書等の管理に関する条例（抜粋）

(管理状況の報告等)

第10条 市長以外の実施機関は、公文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、実施機関における公文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(保存及び利用の状況の公表)

第35条 市長は、毎年度、歴史的公文書の保存及び利用の状況について公表しなければならない。

#### ■問い合わせ先

総務部総務課（電話0279-22-2112）

課長 永井 博之（内線2110）

総務係長 田子 純一（内線2118）

## 資料6

発表：市長戦略部 部長 伊勢 久美子（秘書室） 電話0279-22-2182 内線2410

### 令和4年度第2回日本のまんなか渋川・市長と語る会を アルテナード施設の皆さんと開催します

対話と参加の市政を推進するために毎月1回開催している「日本のまんなか渋川・市長と語る会」について、令和4年度の第2回を、5月26日(木)にアルテナード施設の皆さんと開催します。

#### 1 概要

令和元年度から毎月1回、市長と市民との対話方式による会議「日本のまんなか渋川・市長と語る会」を開催し、対話と参加の市政を推進しています。

今回は、アルテナード施設を中心とした観光振興の取り組みなどについて、各施設の代表者の皆さんと意見交換を行います。

2 日時 令和4年5月26日(木) 午後1時30分～3時(予定)

3 場所 渋川市役所本庁舎2階 庁議室

#### 4 参加者

- ・市営施設を除くアルテナード施設の皆さん(6名)  
日本シャンソン館、渋川スカイランドパーク、群馬ガラス工芸美術館、伊香保グリーン牧場、原美術館ARC、竹久夢二伊香保記念館  
※保科美術館は欠席
- ・市長、市長戦略部長、産業観光部長、観光課長、秘書室長

## 参考

#### アルテナードとは

「アルテナード」は、渋川駅近くの日本シャンソン館から伊香保温泉街にある徳富蘆花記念文学館までの約9kmを結ぶ県道の愛称です。平成11年、この道路沿線に点在する観光施設を一つの線で結び、アルテナードが誕生しました。

アルテはイタリア語で「芸術」、ナードは英語のプロムナード(散歩道)から「ナード」をとり組み合わせたもので、「芸術の散歩道」という意味です。

アルテナード施設は、民営7施設(日本シャンソン館、渋川スカイランドパーク、群馬ガラス工芸美術館、伊香保グリーン牧場、原美術館ARC、竹久夢二伊香保記念館、伊香保保科美術館)と、市営2施設(徳富蘆花記念文学館、渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館)の計9施設があります。

#### ■問い合わせ先

市長戦略部秘書室(電話0279-22-2182)

室長 後藤 正己(内線2411)

広報戦略係長 熊迫 徳三(内線2419)